

第3節 到着確認手続

前節（積荷目録提出手続）により積荷目録の提出が行われた後、外国貿易船が入港予定の港に到着した場合において、本船が当該港に入港したことを確認した旨をシステムに登録する場合の手続は、この節の定めるところによる。

1 到着確認の登録

外国貿易船（コンテナ船に限る。）が入港予定の港に到着し、本船が当該港に入港したことを確認した場合、船会社（本船運航船会社）、船舶代理店又はCYは、「到着確認登録」業務（業務コード：PID）を利用して本船の到着確認登録を行う。

本業務を契機に予備申告の申告条件コード「U」（予備申告（貨物到着時自動起動））の輸入申告等及び卸コンテナリスト提出の起動種別「U」（到着時起動）の卸コンテナ情報登録（提出）が自動起動（注1）するが、本業務が税関の開庁時間外に実施され、対象となる輸入申告等及び卸コンテナリスト提出について時間外執務要請届の提出が行われていない場合は、最初に到来する午前8時30分（行政機関の休日を除く。）以降に自動起動する。

ただし、到着確認登録が行われなかった場合、予備申告の申告条件コード「U」（予備申告（貨物到着時自動起動））の輸入申告等のみ「船卸確認登録（個別）」業務（業務コード：PKK）又は「船卸確認登録（一括）」業務（業務コード：PKI）を契機に自動起動（注2）するが、卸コンテナリスト提出の起動種別「U」（到着時起動）の卸コンテナ情報は自動起動しないため、「船卸確認登録（個別）」業務（業務コード：PKK）又は「船卸確認登録（一括）」業務（業務コード：PKI）の登録において併せて卸コンテナリスト提出を行う旨の登録又は別途「卸コンテナ情報登録（提出）」業務（業務コード：DCL02）（この章第4節（卸コンテナリスト提出手続）参照）により、卸コンテナリスト提出を行う。

（注1）本業務を実施することができる利用者が複数存在する場合、そのいずれかの利用者が本業務を実施することにより、全ての本船利用船会社及びCYに係る到着確認登録が行われる。

なお、到着確認登録が行われた際に「積荷目録提出」業務（業務コード：DMF）が実施されていない本船利用船会社が存在した場合、当該船会社に係る自動起動は行われなことから留意すること。

（注2）次節1（船卸確認の登録）による船卸確認登録が税関の開庁時間外に行われ、対象となる輸入申告等について時間外執務要請届の提出が行われていない場合は、最初に到来する午前8時30分（行政機関の休日を除く。）以降に自動起動する。

(1) 登録の方法

「到着確認登録」業務（業務コード：PID）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 船舶コード（「船舶*」欄）

船舶の信号符字（コールサイン）を必須入力する。

[2] 船卸港コード（「船卸港*」欄左）

到着した港を、国連LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[3] 船卸港枝番（「船卸港*」欄右）

同一航海で同一の港に複数回寄港する場合は、積荷目録情報に登録されている船卸港

枝番を入力する。

[4] 入港年月日（「入港日＊」欄）

入港年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

入力日当日又は過去14日以内の日付が入力可能である。

(2) 出力情報

前記(1)（登録の方法）により本業務が税関の開庁時間外に実施され、「卸コンテナ情報登録（提出）」業務（業務コード：DCL02）が自動起動し開庁時の旨（注）がシステムに登録された場合は、卸コンテナリスト提出者に「卸コンテナ開庁時登録情報」（出力情報コード：SAS0240）が配信される。

（注）開庁時の旨とは、最初に到来する午前8時30分（行政機関の休日を除く。）以降に自動起動する旨をいう。

2 積荷目録情報に係る入港年月日の一括訂正

船会社、船舶代理店又はCYは、システムに登録済みの積荷目録情報のうち、入港年月日のみを本船（船舶コード、船卸港コード及び船卸港枝番）単位に一括して訂正する場合は、次による。

なお、本業務は、コンテナ船に限らず、在来船についても実施することができる（ただし、本船扱い貨物積載船舶を除く。）。

(1) 訂正の方法

「到着確認登録」業務（業務コード：PID）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 船舶コード（「船舶＊」欄）

船舶の信号符字（コールサイン）を必須入力する。

[2] 船卸港コード（「船卸港＊」欄左）

船卸港を、国連LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[3] 船卸港枝番（「船卸港＊」欄右）

同一航海で同一の港に複数回寄港する場合は、積荷目録情報に登録されている船卸港枝番を入力する。

[4] 入港年月日（「入港日＊」欄）

訂正後の正しい入港年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

入力日当日又は過去14日以内の日付が入力可能である。

(2) 訂正可能期間

積荷目録情報に係る入港日年月日の一括訂正は、「積荷目録提出」業務（業務コード：DMF）実施後から「船卸確認登録（個別）」業務（業務コード：PKK）又は「船卸確認登録（一括）」業務（業務コード：PKI）が実施されるまでの間、実施することができる。

(3) 留意事項

本業務により訂正された入港年月日は、税関手続関連（共通編）-共通関係手続-第4章第4節5（積荷目録状況照会）に定める「積荷目録状況照会」業務（業務コード：IMI）により入港年月日を確認できるが、その他の照会業務で確認できるのは「船卸確認登録（個別）」業務（業務コード：PKK）又は「船卸確認登録（一括）」業務（業務コード：PKI）を実施された後となる。